

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 捜 一 発 第 7 8 号
佐 本 交 指 発 第 6 8 号
令 和 6 年 4 月 1 2 日

関 係 所 属 長 殿

有 効	令和16年3月31日
検視官室	

刑 事 部 長
交 通 部 長

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に
対する検視等の実施要領について（通達）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する取扱い等については、「臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領について（通達）」（令和3年3月1日付け佐本捜一発第165号、佐本交指発第35号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところである。

この度、旧通達の「臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領」を別紙のとおり改めたので、各位にあっては、引き続き、本要領に基づき脳死した者等の身体を適正に取り扱われたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。